# がんけい 教育ほっとにゅーす 孝久音の 11 怪

3月号 2013 March

今月のことば

# 失敗は成功の母

人は誰でも失敗します。失敗 したことを反省し、それまで のやり方や問題点を改めよ うとします。失敗はよりよい 方法を生み出し成功に導く もとになります。失敗をおそ れる必要はありません。





# 自殺の問題を考える

- ■わが国の年間の自殺者数は交通事故死亡者よりはるかに多く、深刻な社会問題 になっています。学校での自殺予防教育が新しい課題になっています。
- ■学校では、予防活動、危機対応、事後対応の3段階を視野に入れ、自殺予防の ための指導と体制づくりを構築します。

## 今月の記念日

# 電気記念日(3月25日)

明治11年(1878年)3月25日、東京・ 虎ノ門の工部大学校(現在の東京大学工学 部)の講堂に、アーク灯が初めてともされま した。このことに由来して、日本電気協会が 昭和2年(1927年)に制定しました。

# 看過できない自殺の現状

わが国では、年間の自殺者数が3万人を超え、これは交通事故による死亡者の5倍以上にもなります。これを人口10万人当たりに換算すると、25人(平成19年版自殺対策白書)で、G8(主要国首脳会議8カ国)の内、ロシアに次いで世界で第2位です。

一人の生命が絶たれると、その人の 周囲にいる大勢の人たちは心に傷を深 く負い、心の健康を脅かされます。自 殺の問題は、当事者だけでは済まされ ない深刻な社会問題だと言えます。

文部科学省が公表した「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成23年に自殺した小学生・中学生・高校生は200人だったと報告されています。内訳は、小学生が4人、中学生が39人、高校生が157人でした。これは学校から報告のあったもので、警察庁の調査では毎年300人前後を推移しているというデータもあります。

自殺者数が最も多いのは3月です。 そのため、政府では3月を「自殺対策 強化月間」と定めています。これまで 学校では、自殺の予防に関する教育 (自殺予防教育) はほとんど行われて きませんでした。「学校で自殺のこと について話題にすると、寝た子を起こすことにはならないか」という不安視する声も聞かれました。

子どもたちは、1日の多くの時間を 教師とともに学校で過ごしています。 このことは、教師が子どもの心や行動 の小さな変化にいち早く気づき、言葉 をかけるなど必要なかかわりをつくる ことができる立場にあることを意味し ています。教師にはいわゆるゲート キーパーとしての役割があります。

# 自殺予防教育の基本原則

学校における自殺予防には、次の3 つの段階があると言われています。

悩みの相談やアンケートを日常的に行い、子どものSOSに気づく体制を整えておくことも重要です。

次の段階は、自殺の危険が高いと考えられる子どもへの指導です。いわば「危機対応」です。校内に対応チームを立ち上げ、教育委員会や関係機関とも連携や協力体制をとります。ここでは次のような「TALKの原則」に立って当該の子どもに対応します。

- Tell:言葉に出して心配していることを伝えること。
- ・ A s k : 「死にたい」と思う気持ち について、率直に尋ねること。
- Listen:聴き役に徹して、じっくり傾聴すること。
- ・Keep safe:安全を確保す ること。

一人の教師が抱え込まないで全校体制で対応するとともに、当該の子どもとの関係を根気強く持続していくことが何より重要です。

そして次の段階は、不幸にも自殺が 起きてしまったときの「事後対応」で す。周囲の人たちへのケアが重要にな ります。ここでも関係機関などと連携 して対応に当たります。

本稿の執筆に当たっては、『教師が 知っておきたい 子どもの自殺予防』 (文部科学省、平成21年3月)を参 考にしました。一読をお勧めします。

# 注意が散漫な子ども

毎日の授業に集中できず、落 ち着きがなく、注意散漫な子ど もがいます。教師が注意すると、その ときは一旦なおるのですが、しばらく すると、また散漫になります。その子 どもに気をかけていると、授業が進ま なくなることもあります。どのように 対処したらよいのでしょうか。

いま集中力が欠け、注意散漫 な子どもが増えているという報 告もあります。注意散漫といっても、 まずその原因を明らかにする必要があ ります。それらによって、指導のあり 方や対処方法が変わるからです。

現在、通常の学級に、LD(学習障 害)やADHD(注意欠陥・多動性障 害)、高機能自閉症などの軽度発達障 害と言われる子どもが在籍しているこ ともあります。学級に5%程度在籍し ているというデータもあります。この 場合には、本人の性格や家庭のしつけ の問題としてではなく、特別支援の対 象として対処します。校内にみんなで 見守る体制をつくることが大切です。

そのためにはまず、特別支援教育の コーディネーターや医師、心理士など 専門家の人に観察を依頼し、判断して もらう方法があります。今後の指導方 法や教師のかかわり方について助言を 受けることもできます。

特に「障がい」が認められない場合 には、保護者とも連携しながら注意力 や集中力が少しずつ持続するよう観察 と指導を地道に継続します。わずかな 成長が認められたときには「やればで きるね」「よくなってきたよ」と褒め てやります。結果を性急に求めると、 本人がイライラするなどかえってマイ ナスの結果を生むことにもなります。

# 教育の動向

# 消費者教育推進法

平成24年8月に「消費者教育の推 進に関する法律」(消費者教育推進 法)が成立しました。これは消費者教 育を総合的、一体的に推進し、国民の 消費生活の安定と向上に寄与すること を目的に定められたものです。

また、消費生活に関する知識を習得 し、適切な行動に結びつける実践的な 能力を育成することや、「消費者市民 社会」の形成に主体的に参画し、発展 に寄与できるよう積極的に支援するこ となどを基本理念としています。消費 生活をめぐる社会環境が常に変化して いくことを考えると、消費者教育は学 校で完結される課題ではありません。 生涯学習の観点から、幼児期から高 齢期まで各段階に応じて体系的、継 続的に行われなければなりません。

本法律の施行に伴って、地方公共団 体は努力義務ですが、基本方針を踏ま えて「消費者教育推進計画」を策定す ることになっています。今後、教育委員 会を通じて、各学校に消費者教育の充 実を求めてくることが予想されます。

各学校ではこれまでも、社会科、生 活科、家庭科、道徳、総合的な学習の 時間など関連する教科等で消費者教 育を進めてきました。全教育活動を通 じて実践するという考え方でした。そ のため、必ずしも体系的、系統的な消 費者教育が展開されてこなかったとい う課題が指摘されています。

問題解決的な学習(5)

# 学習計画を立てる

子どもたちが学習問題に対して 予想したあと、すぐに検証させよ うとしますが、その前に重要な活 動があります。それは予想したこ とを確かめるための手だてを考え させることです。社会科ではどの ように調べるかを明らかにするこ とです。理科ではどのような実験 や観察の仕方をするのかを考えさ せることです。これからどのよう に問題解決していくか。そのため の「学習計画」を立てさせるよう にします。

「学習計画」を考えさせる際に は二つの視点があります。一つは 何について調べるのか。「内容」 を明らかにすることです。いま 一つはどのような方法で追究する

のか。「方法」を決定させること です。「内容」と「方法」の二つ の視点から問題解決のための「学 習計画」を立てさせます。

「学習計画」を具体的に作成さ せることによって、早く問題解決 したいという意欲を高めることが できます。そして何よりも問題解 決に対する「見通し」をもたせる ことができます。「見通し」をも つことは、私たちの仕事や生活に おいても求められます。何事にお いても重要なことです。

学習指導要領の総則には、教科 等の指導に当たっての配慮事項と して「児童が学習の見通しを立て たり(略)活動を計画的に取り入 れるよう工夫すること」とあるの はこうした趣旨であると受けとめ ることができます。

## **INFORMATION**

生きる喜びをはぐくむ ぶんけいの

新学習指導要領

○監修 真仁田 昭・長谷 徹

◎定価 児 童 書 560円 (税込) 教師用指導書 2,600円(税込)

◎発行 株式会社**文溪堂** 



## 集後記

2月1日に「ぶんけい学力応援団」サイ トがリニューアルしました。こちらでは 「教育の小径」を創刊号から全ナンバー ご覧いただけます。「学力応援団」で検索 できます。ぜひご利用ください。毎月更新 しています。



企画・編集:ぶんけい教育研究所 行: 株式会社 文溪堂 発 行 日:2013年3月1日